

とやま中央会 FAX 情報

2018. 7. 2 発行 №538

「ものづくり・商業・サービス経営力向上補助金」 1次公募178件を採択しました

本会（富山県地域事務局）では、中小企業が取り組む革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を支援する平成29年度補正「ものづくり・商業・サービス経営力向上補助金」の1次公募分の採択結果を発表し、178件の補助事業者を決定しました。

○1次公募178件を採択

本事業については、平成30年2月28日（水）から平成30年4月27日（金）（電子申請：5月1日（火））までの期間において公募を行いましたところ、全国で17,112件（17,275者）の応募がありました。

地域採択審査委員会および全国採択審査委員会において厳正な審査を行った結果、当地域事務局では以下のとおり178件を採択することといたしました。

http://www.chuokai-toyama.or.jp/mono/29sai_taku1.pdf

◇ 「チャレンジングカンパニー富山 2019 合同企業説明会」参加企業を募集しています

本会では、中小企業の人材確保に資するため、求人企業と就職をめざす学生等が一同に会する合同企業説明会（チャレンジングカンパニー富山2019）を開催します。下記のとおり参加企業を7月6日（金）まで募集しています。

1. 開催日時 平成30年8月7日（火）
13時～16時

2. 開催場所 とやま自遊館1階ホール
(富山市湊入船町9-1)

3. 募集企業数 50社
4. 募集締切 平成30年7月6日（金）
5. 参加費 1社30,000円
6. 対象者

平成31年3月大学・短大・高専・専門学校等を卒業予定の学生（過去3年以内の既卒者を含む）

7. 参加企業の要件（次の要件をすべて満たす必要があります）

- (1) 対象者を正社員として採用すること
- (2) 富山県内に事業所を有する中小企業であること

8. お申込み方法

下記URL内申込みフォーム（お申込みはこちらから）よりお申込みください。今回はウェブサイトのみでの受付となりますのでご了承ください。

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/J0i9Yb>

なお、申込企業数が募集企業数を上回った場合は、抽選にて決定いたします。結果につきましてはFAXでご連絡いたします。

9. お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課
TEL: 076-424-3686

◇ 「平成30年度富山プロダクツ選定商品の募集」のご案内

富山県では、県内で企画又は製造される工業製品を対象に、性能、品質、デザイン性に優れた商品を「富山プロダクツ」として選定し、その販路開拓を支援しています。現在、選定商品を募集しています。

富山プロダクツ選定商品に選定されますと、選定商品を紹介する総合カタログへの掲載をはじめ、展示会への出展等各種支援を受けることができます。

1. 申請受付締切

平成30年8月24日(金)

2. 申請対象者

富山県内に工場または事業所を有する方

3. 申請の対象となる製品

食料品及び医薬品を除くすべての工業製品
(新たに開発し、平成30年10月に商品発表する製品も可)

4. 申請方法

下記URLよりPDFをダウンロードいただき、裏面の申請書に必要事項を記載し、製品(現物)を添付の上、富山県総合デザインセンターへ配送(〒939-1119 高岡市オフィスパーク5)又は持参してください。

<http://products.toyamadesign.jp/pdf/oubo.pdf>

5. 選定までの流れ

- ・申請のあった製品について、9月に選定委員会を開き審査を行います。
- ・選定委員会の審査意見を踏まえ、知事が選定します。
- ・「富山プロダクツ選定証」が交付されます。

6. 選定メリット

- ・新選定商品決定、展示会開催のタイミングでプレスリリースを発行するほか、県内外の展示会に出展し、選定商品の販路拡大を支援します。
- ・選定の証として、パッケージ、カタログ、店頭POP、ウェブサイト等で「富山プロダクツマーク」を使用することができます。
- ・富山県が随意契約で購入できる「トライアル発注制度」の応募対象となります。(ただし販売開始から3年以内のものに限る)
- ・県融資制度「地方創生推進資金(ブランド力向上支援枠)」の対象企業となります。(ただし選定日から5年以内の事業者に限る。)

7. お問い合わせ先

富山県総合デザインセンター

TEL. 0766-62-0510

FAX. 0766-63-6830

<http://products.toyamadesign.jp/about/index.php>

◇ 人手不足対応セミナー開催のご案内

富山県よろず支援拠点では、人手不足対応セミナーを開催します。慢性的な人手不足に直面し、対応に苦慮されている中小企業・小規模事業者を対象に、これまで以上に企業の魅力を高め、潜在的な労働力を掘り起こしていくための

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

処方箋を提供します。

業種や事業規模、地域によっても対応の仕方は異なります。人手不足解決に向けた取組みの見直しのポイントや個々の企業の取組み事例、若年層や女性、シニア層の就業意識の変化とそれへの対応のポイント等についてお話いたします。

1. 開催日時

平成30年7月24日(火) 13時～15時

2. 開催場所

富山県総合情報センター 1階セミナー室
(富山市高田 527)

3. 内容

～13時30分

プロフェッショナル人材戦略本部・よろず支援拠点の紹介

13時30分～15時

基調講演「中小企業・小規模事業者の人手不足対応策～ピンチを変革のチャンスに～」

講師:㈱リクルートジョブズ ジョブズリサーチセンター センター長 宇佐川 邦子 氏

4. お申込み・お問い合わせ先

下記URL内お申込みフォームからお申込みください。

<https://www.tonio.or.jp/semi/20180724-pf/>

TEL. 076-444-5605

FAX. 076-444-5646

◇ 「時間外労働等改善助成金」団体推進コース(新設)のご案内

厚生労働省では、「時間外労働等改善助成金」団体推進コースを今年度新設しました。中小企業事業主の団体や、その連合団体(以下「事業主団体等」)が、その傘下の事業主のうえ、労働者を雇用する事業主(以下「構成事業主」)の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組みを実施した場合に、その事業主団体等に対して重点的に

助成金を支給します。

1. 対象事業主

3 事業主以上で構成する、次のいずれかに該当する事業主団体等(※1)であること

①事業主団体

ア. 法律で規定する団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商工会議所、商工会、一般社団法人及び一般財団法人)

イ. 上記以外の事業主団体(一定の要件有)

②共同事業主

共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を作成していることの要件を満たすこと。

(※1) 事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上である必要があります。中小企業事業主とは、以下のA(資本又は出資額)又はB(常時使用する労働者)の要件を満たす中小企業になります。

- ・小売業(飲食店を含む) A:5,000万円以下、B:50人以下
- ・サービス業 A:5,000万円以下、B:100人以下
- ・卸売業 A:1億円以下、B:100人以下
- ・その他の業種 A:3億円以下、B:300人以下

2. 支給対象となる取組み

以下のいずれか1つ以上を実施すること

- ①市場調査の事業
- ②新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③材料費、光熱水費、在庫等の費用の低減実験(労働費用を除く)の事業
- ④下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先との調整の事業
- ⑤販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業
- ⑥好事例の収集、普及啓発の事業

- ⑦セミナー開催等の事業
- ⑧巡回指導、相談窓口の設置等の事業
- ⑨構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩人材確保に向けた取組みの事業

3. 成果目標

支給対象となる取組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

【成果目標】支給対象となる取組内容について、事業主団体等が事業実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組みを行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組み又は取組み成果を活用すること。

4. 支給額

上記「成果目標」の達成に向けて取り組んだ場合に、支給対象となる取組みの実施に要した経費を支給します。

以下のいずれか低い方の額

- ①対象経費の合計額（※2）
- ②総事業費から収入額（※3）を控除した額
- ③上限額（※4）

（※2）支給対象の取組みごとに上限を定めます。

（※3）例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合に該当します。

（※4）上限額は以下のとおり。

- ①原則、上限額は500万円
- ②県単位又は複数の都道府県単位で構成する事業主団体等（参加企業が10者以上）に該当する場合は、上限額は1,000万円

5. 申請締切 平成30年8月31日（金）

6. 申請先・お問い合わせ先

富山労働局雇用環境・均等室

TEL. 076-432-2740

◇ 不法就労防止にご協力ください

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労された事業主も処罰の対象となります。平成24年7月から導入された「中長期在留者の在留管理制度」により、在留カードを所持する外国人が就労できるかどうかの判別が容易になっています。外国人を雇用する際は、外国人が不法就労にならないよう注意してください。

1. 不法就労とは

- (1) 不法滞在者や被退去強制者が働くケース
- (2) 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース
- (3) 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

2. 注意

- ・事業主も処罰の対象となります。
- ・外国人を雇用する際には在留カードを確認してください。
- ・特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。

3. お問い合わせ先

法務省入国管理局

外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL. 0570-013904

03-5796-7112 (IP電話、PHS対応)

<http://www.immi-moj.go.jp/info/>

新型定期預金
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。
商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 6階
URL. <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835